

「第 1 回 中部ブロック居住支援協議会に係る勉強会」 議事概要

日 時：平成 29 年 9 月 15 日（金）14 時 00 分～17 時 30 分

場 所：ウインクあいち 10 階 1002 大会議室

参加者数：住宅部局 27 自治体（35 名）、福祉部局 23 自治体（31 名）

※うち 11 自治体が両部局より参加

【主な議事概要】**（1）趣旨説明**

略（資料 1 に基づき説明）

（2）居住支援の課題と居住支援協議会の役割

略（資料 2～5 に基づき説明）

（3）居住支援協議会の取組事例発表

すでに居住支援協議会を設立している愛知県、三重県及び神戸市から、居住支援協議会の設立経緯、会員の構成、活動内容、課題、今後の活動に向けた展望等について、説明と質疑がなされた。

①愛知県居住支援協議会について（愛知県）**i）設立経緯**

愛知県は、国の補助事業である「あんしん賃貸支援事業」の実施にあたり関係者が協議する場として、「愛知県居住支援協議会」（平成 20 年 9 月）を設立。また、情報共有を目的として県内市町村が主体となる行政連絡部会も設立。

ii）居住支援協議会の活動状況等**ア）活動概要**

- ・「あんしん賃貸支援事業」を実施する際、居住支援協議会で「あんしん居住支援推進事業調査」を実施。
- ・毎年 1～2 回居住支援協議会を開催し、あんしん賃貸支援事業の状況報告及び福祉の話題等の情報共有を行っている。
- ・「愛知県あんしん賃貸支援事業」を推進するため、居住支援協議会を協議の場として活用している。
- ・構成員の福祉部局や社会福祉協議会等との具体的な連携は行っていない。各部局が個別で対応することで必要な居住支援等を行っているのが実態。なお、お互いに情報共有し、最新の知識を取り入れるようにしている。

イ) あんしん居住支援推進事業調査

- ・既存の居住支援団体における居住支援事業について、問題点の抽出及び解決方法の分析を実施。調査結果から居住支援の各種モデルを策定し、新たな居住支援団体の登録を促進。
- ・調査結果はパンフレット等にまとめ、居住支援団体や業界団体等に提供して普及・啓発に活用。

ウ) 愛知県あんしん賃貸支援事業（平成 24 年 1 月～）

- ・国による「あんしん賃貸支援事業」を基にして、愛知県独自の事業として「愛知県あんしん賃貸支援事業」を実施。
- ・当該事業による登録住宅の条件は、住宅確保要配慮者を拒まないというだけであり、床面積・バリアフリー性能・耐震性などによる登録基準を設けていない。
- ・当該事業による登録住宅を新 SN 制度による登録住宅へ移行するかは、大家の判断による。当面は、両登録制度の 2 本立てで運用を行う予定。

②三重県居住支援連絡会について（三重県）

i) 設立経緯と体制

- ・旧住宅セーフティネット法制定をきっかけに市町等と協議を行い、平成 23 年 1 月に居住支援協議会を設立。
- ・当初の構成員は、一部の市、不動産団体、NPO 法人及び社会福祉法人だったが、現在では 19 団体が構成員となっている。
- ・社会福祉協議会が、高齢者・障害者への支援（トラブル仲裁、電話相談等）を担っている。また、NPO 団体が外国人への支援（通訳等）を担っている。
- ・市町の新規加入にあたっては、原則、市町の社会福祉協議会と共に加入することを求めている。法改正に伴い、全市町に加入を求めていく予定。

ii) 居住支援協議会の活動状況等

ア) 居住実態調査

設立当初、ニーズを把握するため、外国人居住実態調査及び高齢者居住実態調査を実施。調査で得られた課題等を居住支援協議会の事業展開に役立てた。

イ) 三重県あんしん賃貸住宅支援事業

- ・三重県独自の住宅支援として「三重県あんしん賃貸住宅支援事業」を実施。当該事業による住宅の登録条件は、住宅確保要配慮者を拒まないことだけとしている。現在、協力不動産店が 66 店舗、登録住宅は 57 棟 603 戸。
- ・当該事業による住宅登録制度と新 SN 制度による住宅登録制度は、当面平行して運用を行う予定。

ウ) 住宅相談会

- ・毎年、居住支援協議会メンバーで住宅相談会を開催。

- ・公営住宅の抽選に落選した方や子育て世帯を対象として、公共施設やショッピングセンター等において、物件の紹介等を実施。
- ・活動当初の平成 22 年度は、2 回開催して 143 名の相談があったが、年々相談件数が減っている。

エ) 居住支援の普及活動

- ・居住支援団体や協力店等を紹介した冊子を複数の言語で作成し、配布している。
- ・配布用のポケットティッシュ等やイベント時の幟旗を用意しており、それらに居住支援連絡会のロゴを入れ P R 活動を行っている。

iii) 今後の展開について

- ・今後は福祉的なサービスを地域ぐるみで行うため、県内市町の福祉部局と社会福祉協議会が主体となって取り組めるような体制を構築していきたい。
- ・県内全市町村が居住支援連絡会に加入するようにしたい。

③神戸市居住支援協議会の取組について（神戸市／神戸すまいまちづくり公社）

i) 設立経緯と体制

- ・阪神・淡路大震災からの復興を目的とした、住宅再建の相談窓口を発展させて、「すまいるネット」（事務局：神戸すまいまちづくり公社）を設立。
- ・すまいるネットが住宅相談を受ける中で、居住支援も行っていたため、当該組織を事務局として居住支援協議会を設立（平成 23 年 12 月）。現在、居住支援協議会の事務局をすまいるネットが担っているが、不動産団体や福祉団体等の民間団体が事務局を担い、それをすまいるネットがサポートする体制ということも考えれば良かったと感じている。

ii) 居住支援協議会の活動状況等

ア) 活動概要

- ・年 3 回総会を部長級（課長代理出席）で行っている。その他協議会顧問の学識経験者を中心としたワーキングや事務局と各団体との個別の意見交換を実施。
- ・設立当初から、先進事例調査、各団体へのヒアリング調査や民間賃貸住宅調査を通じて「何が問題になっているか、具体的に誰が、どこで、どう困っているのか。」という実態把握に努めている。
- ・居住支援協議会の事業費は 750 万円あり、全て国費で補っている。事業費の主な内訳としては、広報費と居住支援協議会で雇用している人件費。
- ・平成 29 年度から新たに「ひとり親の世帯の家賃補助制度」を始めたが、この市の施策を立案するにあたり居住支援協議会と議論して、より良い制度に繋がったと考えている。

イ) こうべ賃貸住宅あんしん入居制度（平成 26 年～）

- ・連帯保証サービス・片付けサービス・安否確認サービスの3つのサービスを基本として実施。
- ・利用実績としては、残存家具の片付けや福祉整理が多く、当初想定していた連帯保証サービスが伸びていない。大家としては、高齢者が認知症になった場合や死亡した場合の緊急連絡先（近所の親族等）の確保が必要という意見が多い。

ウ) 民間賃貸住宅への家賃低廉化の検討

- ・民間賃貸住宅に関する調査を協議会及び市で実施。(H25, 26年)
- ・調査結果等を踏まえ、住宅確保要配慮者と民間賃貸住宅を結びつける具体策について、有識者等で構成するワーキングで検討。
- ・H29年度「ひとり親家賃補助制度」を創設。

iii) 居住支援協議会の今後の課題等

- ・一番の課題は、居住支援ニーズを把握している福祉関係団体との連携をどのように強化していくか。
- ・賃貸契約にあたっては、不動産事業者の協力を得なければならないため、不動産事業者に協力して頂ける仕組みが必要。
- ・こうべ賃貸住宅あんしん入居制度の教訓としては、すまいるネットが活動をしているだけでなく、福祉団体、NPO法人やまちづくりの居住支援法人等が活動しないと、具体的な居住支援を行うことができない。
- ・現在、居住支援協議会の活動は公的資金が必要となっているが、公的資金がなくても事業が継続して成立するような仕組み作りが必要。
- ・住宅確保要配慮者が、具体的に何に困っていて、何を支援すると改善されるのかということを居住支援協議会で議論を深めなければならない。

(4) 今後の進め方

- ・今回を含め、今年度中に3回、本勉強会を開催予定。
- ・本勉強会以外でも居住支援に関する相談があれば、地方整備局と厚生局の両地方局から各自治体へ伺うこともする。居住支援の推進のきっかけづくりに活用して欲しい。